

入 札 説 明 書

件名 令和 8 年度 倉浜衛生施設組合余剰電力売却

上記に係る入札等については、関係法令に定めるもののほか、沖縄市契約規則及びこの入札説明書の定めるところによる。

倉浜衛生施設組合

1 契約者

倉浜衛生施設組合 管理者 花城 大輔

2 契約担当課

〒904-2141

沖縄県沖縄市字池原3394番地

倉浜衛生施設組合 業務第一課

電話098-921-0883

3 売却内容

(1) 件名

令和8年度 倉浜衛生施設組合余剰電力売却

(2) 数量

年間余剰電力予定量 17,721,474kWh

予定最大余剰電力 4,225kW(3炉運転時 令和6年度実績)

年間余剰電力予定量の内訳は下表のとおり

非再生可能エネルギー余剰電力量	9,560,026kWh
再生可能エネルギー余剰電力量	8,161,448kWh

※再生可能エネルギー余剰電力量については、一般送配電事業者の再生可能エネルギー電気卸供給約款に定める再生可能エネルギー電気特定卸供給により受給すること。

※契約希望単価の適用範囲は、平日、休日、祝日、昼間及び夜間の区分別なく、すべての時間帯に対し適用する。

(3) 履行の内容等

別紙「令和8年度 倉浜衛生施設組合余剰電力売却仕様書」のとおり。

(4) 契約期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

(5) 履行期間(余剰電力売却期間)

令和8年4月1日の午前0時から令和9年3月31日の24時まで

(6) 履行場所

倉浜衛生施設組合

沖縄県沖縄市字池原3394番地

4 入札参加資格

別紙「入札公告」「2 入札参加資格要件」のとおり

5 入札及び入札書の作成

- (1) 入札参加者は、仕様書等を熟覧のうえ、入札しなければならない。
- (2) 入札書、委任状は、所定の様式を使用しなければならない。
- (3) 代理人が入札に参加するときは、入札前に委任状を提出しなければならない。委任状のない入札は、無効とする。委任状には法人代表者の登録印鑑届出印と代理人の印を押印し、入札書には、委任状に押印した代理人の印と同一の印を使用しなければならない。
- (4) 入札参加者、又は入札参加者の代理人は、当該入札について他の入札参加者の代理をすることはできない。
- (5) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (6) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公平取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- (7) 入札執行回数は、3回までとする。※入札書及び売電料金計算書は3回分を準備すること。
- (8) 郵送による入札は認めない。
- (9) 入札書(指定様式)の記載項目
 - ① 入札書 第何回
 - ② 入札書の日付「令和 年 月 日」(応札する日を記入すること。)
 - ③ 住所、商号(名称)、代表者職氏名及び押印(代理人が入札する場合は代理人の氏名及び押印)
 - ④ 入札金額(余剰電力量料金の予定総額)
 - ⑤ 非再生可能エネルギー余剰電力量の契約希望単価及び再生可能エネルギー余剰電力量の契約希望単価

※記載するに当たっての注意事項

ア 本入札書に記載する入札金額(余剰電力量料金の予定総額)は、対象となる余剰電力量の予定数量に契約希望単価を乗じ、その金額を合計した額に消費税率を乗じた金額とする。ただし、単価を乗じた非再生可能エネルギー余剰電力量料金と再生可能エネルギー余剰電力量料金にそれぞれ1円未満の端数があるときには、その全部を切り捨てた金額とし、消費税率を乗じた金額に1円未満の端数があるときには、その全部を切り捨てた金額を記載すること。なお、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等相当額を含む金額を記入すること。

(別紙「売電料金計算書」のとおり算出すること。)

イ 非再生可能エネルギー余剰電力量の契約希望単価は、0.00円/kWhを超える単価を記載すること。なお、単価は1円未満の端数(小数点第2位まで)を含むことができるが、消費税等相当額を含まない額とする。ただし、非再生可能エネルギー余剰電力量の単価に0.00円/kWh以下の記載がされている場合は、無効とする。

- ウ 再生可能エネルギー余剰電力量の契約希望単価には、一般送配電事業者が再エネ特措法に基づき発注者に支払う料金とは別途、受注者が発注者に支払う料金に適用されるものとし、0.00円/kWh以上の単価を記載すること。なお、単価は1円未満の端数（小数点第2位まで）を含むことができるが、消費税等相当額を含まない額とする。
- エ 入札書に記載した入札金額（余剰電力量料金の予定総額）と、入札書に記載した契約希望単価を基に算出した金額が一致していない場合、無効となるため注意すること。（別紙「売電料金計算書」の通り算出し、突合します。）
- オ 消費税相当額は、10%で計算すること。

6 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する場合は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札。
- (2) 所定の様式を使用していない入札書及び委任状による入札。
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札。
- (4) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札。
- (5) 入札書に記名押印（代表者印は登録印鑑届出印、代理人の場合は代理人の印）を欠く入札。
- (6) 入札書の表記金額を訂正した入札。
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札。
- (8) 明らかに談合によると認められる入札。
- (9) 他の参加者の代理人を兼ね、又は2者以上の代理をした入札。
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札。

7 開札

- (1) 開札の日時及び場所

令和7年11月26日（水）10時00分

倉浜衛生施設組合 管理棟3階 大会議室

※入札の時間に遅れた者は辞退したものとみなします。

8 落札候補者の決定方法

- (1) 開札後、入札金額（余剰電力量料金の予定総額）が予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札をした者を落札候補者とする。
- (2) 予定価格以上で最高の価格をもって入札をした者が2者以上ある時は、ただちにクジによって落札候補者を決定するものとする。なお、当該入札をした者のうち、クジを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にクジを引かせる。
- (3) 落札候補者がいない場合は、入札額の最も高い入札者と調整し決定するものとする。

10 契約方法

契約は、入札書に記載された単価(非再生可能エネルギー余剰電力量の契約希望単価及び再生可能エネルギー余剰電力量の契約希望単価)で行う。なお、本件契約にあたっては、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律108号。以下「再エネ特措法」という。)第2条第2項に規定する再生可能エネルギーの電気について、一般送配電事業者の再生可能エネルギー電気卸供給約款に定める再生可能エネルギー電気特定卸供給により使用することが条件である。開札後においても、再生可能エネルギー電気特定卸供給の利用を変更することは認めない。

11 その他

(1) 入札保証金について

本入札に参加する者は、沖縄市契約規則第9条に基づき、落札予定(余剰電力量料金の予定総額)の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。落札者が正当な理由なく契約を締結しない場合は、入札保証金を違約金とする。ただし、沖縄市契約規則第16条第1項第1号又は第2号に該当する場合は入札保証金の全部または一部を免除することができる。

(2) 契約保証金について

落札者は、沖縄市契約規則第37条に基づき、落札金額(余剰電力量料金の予定総額)の100分の10以上の契約保証金を契約締結前に納付しなければならない。ただし、管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、この期日を延長することができる。

(3) 契約書の作成等

- ① 落札者は、落札決定した日から7日以内の日(土日祝祭日を除く)に、本組合と契約書を取り交わすものとする。ただし、管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、この期間を延長することができる。
- ② 契約書は2通作成し、本組合及び落札者がそれぞれ各1通を保有する。
- ③ 契約書の作成に要する費用は全て落札者の負担とする。ただし、契約書様式は本組合が交付する。
- ④ 契約書は、本組合が契約の相手方とともに書面に記名押印しなければ確定しないものとする。
- ⑤ 落札者が令和8年3月31日までに入札参加基準を満たさなくなった場合は、本契約書は解除となる。この場合、落札者は損害賠償金を支払うものとする。
- ⑥ 前記⑤について、本組合は、一切の損害賠償の責めを負わない。

(4) 契約条項

別紙「倉浜衛生施設組合余剰電力売却契約書(案)」のとおり。